



号外第8号

令和6年5月8日

発行所

広島市役所

(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市長 松井 一 實

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定による要措置区域の指定の解除	1
○土壌汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定	1

告示

広島市告示第261号

令和6年5月8日

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、令和6年広島市告示第33号で指定している要措置区域の全部について次のとおり指定を解除します。

なお、土壌汚染対策法第15条第1項に規定する指定解除要措置区域の台帳は、広島市環境局環境保全課で閲覧することができます。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定を解除する要措置区域
広島市安芸区の中野六丁目の562番、563番、564番、576番、591番、591番2及び2886番1の各一部並びに中野町字下鍋倉の10561番1及び10577番の各一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 指定を解除する要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

広島市告示第262号

令和6年5月8日

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定します。

なお、土壌汚染対策法第15条第1項に規定する形質変更時要届出区域の台帳は、広島市環境局環境保全課で閲覧することができます。

- 1 指定する形質変更時要届出区域
広島市中区南吉島一丁目901番20の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
ふっ素及びその化合物